

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金法等に基づく、各種申請や届出の受理・報告、裁定請求(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金など)の受理・報告などの法定受託事務である。 益城町では行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の資格管理事務 ②国民年金保険料の免除等の申請事務 ③各種年金の裁定請求事務 ④日本年金機構や年金事務所への異動報告や所得情報提供等の進達事務
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4. 特別障害給付金受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課 保険年金係
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報については、連携データで自動的に登録・更新等の処理が行われている。一部人手を介在させる作業についても、複数人で確認をするなどのダブルチェックを行っている。特定個人情報の含む申請書等については、鍵付きの棚に保管している。 これらの対策を講じているため、「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	権限のある者にしかID等が付与されておらず、離籍時には、ログアウトするよう徹底している。 これらの対策を講じているため、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康づくり推進課 国保年金係	住民生活課 保険年金係	事後	部署編成に伴い
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長	住民生活課長	事後	部署編成に伴い
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康づくり推進課国保年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	住民生活課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	住民生活課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	住民保険課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和2年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民年金	国民年金システム、福祉年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和2年4月1日	3. 個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 31号	番号法第9条 別表第一 31号 「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料 その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に 関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	条文の追加
令和2年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	3)未定	1)実施する	事後	
令和2年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		・番号法第19条第7号 別表第二 47～50の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(平成26年内閣府・総務省例第7号) ・第26条の2～4	事後	
令和2年4月1日	1. 対象人数 基準日	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	基準日の変更
令和2年4月1日	2. 取扱者数 基準日	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	基準日の変更
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民生活課 保険年金係	健康保険課 保険年金係	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民生活課長	健康保険課長	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	住民生活課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	健康保険課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事前	部署編成に伴い
令和5年4月3日	I . 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 31号 「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料 その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に 関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一 31の項 「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 47～50の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(平成26年内閣府・総務省例第7号) ・第26条の2～4	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 48、50の項 2. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(平成26年内閣府・総務省例第7号 第26条の3、第26条の4 【情報照会の根拠】 なし(国民年金関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)	事後	法令上の根拠、及び文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	情報照会を行わないことによる変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和6年12月27日	I . 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31の項 「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表 46の項	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施する	実施しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 48、50の項 2. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(平成26年内閣府・総務省例第7号 第26条の3、第26条の4 【情報照会の根拠】 なし(国民年金関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)		事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)	[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への対応	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策		新様式への対応	事後	